

2019年3月13日

福岡西鉄タクシー株式会社
営業部
TEL (092) 521-1331

無車検車両による営業運行について

弊社において、自動車検査証の有効期限が切れた状態のまま、タクシーを運行していたという事案が発生いたしました。今回の件につきまして、皆さまに多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

今後、二度とこのようなことを起こさぬよう、管理体制の強化や従業員への指導教育を徹底し、信頼の回復に努めてまいります。

概要は以下の通りです。

記

【概要】

弊社が運用するタクシー1台が、自動車検査証の有効期限が切れた状態で5日間運行していたという事案が発生いたしました。

本日管理者による車両管理台帳のチェックを行った際に発覚いたしました。

【車検切れ期間】

2019年3月8日(金)～2019年3月13日(水)

営業稼働日数5日間（稼働していない日数1日間）

管理体制の不備により、お客さまにご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後二度とこのような事案が発生しないよう、車両整備関係者だけでなく、運行管理者および営業責任者による複数チェックの徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上